

【用語】 東照宮様—徳川家康 真筆—当人の眞実の筆跡、直筆 書判

—花押のこと 浄念尼公—新田義季の娘、義季は徳川家の先祖とされる 浄院尼公—義季の孫 発心—発意、發起 中興開山—寺院を再興した住職 欠入—駆け入り 台徳院様御姫君—千姫のこと、台徳院は徳川秀忠 本多家—桑名藩主本多忠政の嫡子忠刻 御替—身代わり刑部局—千姫の侍女 禁足—外出を禁止すること 大猷院—徳川家光舟手—幕府の船手頭、向井家が世襲 尊牌—位牌 回向—仏事を営み、死者の冥福を祈ること 御声掛け—お声掛け離縁のこと、入寺しても離縁の見込みがないとき、寺が寺社奉行に要請して離婚を強制した徳川郷—新田郡尾島町 御位牌所—ここでは歴代将軍の位牌を安置した場所 一本寺—他の寺院と本末関係をもたない寺院

【解説】 新田郡尾島町にあつた徳川満徳寺は時宗の尼寺で、相模国鎌倉の東慶寺とならんと「縁切寺」「駆込寺」として知られる。江戸時代の庶民において、離婚の決定権は原則として夫にのみあるなか、妻は特定の尼寺に入つて三年間奉公することで離婚を成立させた。この特権をもつ尼寺が縁切寺である。従来、尼寺は一般に縁切寺的な意味をもつていたが、幕府や藩の制度が整うにつれ、その特権が失われたようである。満徳寺と東慶寺だけが縁切寺として認められるのは江戸時代中期以降で、徳川家との特別の縁故で古来のなごりを保つことができたからと考えられている。

この文書は、満徳寺が徳川家とゆかりの深いことを強調しながら、その由緒や縁切寺法を寺社奉行へ申し立てたものである。由緒では新田（徳川）義季の開基で、その娘の淨念尼が開山、淨院尼が二代目住職となつたことを伝えている。また、駆け入り離縁は開山からの寺法であるが、とくに再婚を認める縁切寺法が確立したのは、大坂落城後に千姫が入寺し、離縁後に本多家へ再嫁した先例によるものと説明している。なお、満徳寺文書は県指定の重要文化財であり、現在、尾島町の満徳寺資料館に保管されている。